

建設業者各位

弘前市経営戦略部法務契約課

建設工事に係る「変動型最低制限価格」の試行について

弘前市では、平成 28 年 4 月 1 日以降に公告をする建設工事の条件付き一般競争入札について、「変動型最低制限価格」を試行導入します。

(1) 対象となる建設工事

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告をする建設工事の条件付き一般競争入札を原則、対象とします。

対象となる案件には、公告において、変動型最低制限価格を設定することを明記します。

(2) 「変動型最低制限価格」とは

設計価格を基に算定した「最低制限基準額（従前の最低制限価格）」に、入札会場でのくじにより決定する「変動係数」を乗じたもの。

最低制限価格＝最低制限基準額（従前の最低制限価格）×変動係数（0.995～1.005）

※変動係数を乗じた価格に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て。

(3) 用語の定義

①最低制限基準額

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を基に積算する算出の基礎となる価格です。（従前の最低制限価格。）

②変動係数

入札会場で、立会人がくじを引いて決定する数値です。

「0.995」から「1.005」までの範囲を 0.0005 刻みで変動させる数値（21 通り）となっています。

| くじ番号 | 変動係数 | くじ番号 | 変動係数 | くじ番号 | 変動係数 |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 | 0.9950 | 11 | 1.0000 | 12 | 1.0005 |
| 2 | 0.9955 | | | 13 | 1.0010 |
| 3 | 0.9960 | | | 14 | 1.0015 |
| 4 | 0.9965 | | | 15 | 1.0020 |
| 5 | 0.9970 | | | 16 | 1.0025 |
| 6 | 0.9975 | | | 17 | 1.0030 |
| 7 | 0.9980 | | | 18 | 1.0035 |
| 8 | 0.9985 | | | 19 | 1.0040 |
| 9 | 0.9990 | | | 20 | 1.0045 |
| 10 | 0.9995 | | | 21 | 1.0050 |

以上

担当：法務契約課契約担当